

要な条件」、つまり周辺を汚染しないようにという配慮の条件でなければなりません。

では「一般廃棄物を、柏羽藤環境事業組合に搬入すること」という条件の趣旨は何かといいますと、一般廃棄物を事業組合に持ち込めば、事業組合が金めの物をまとめて売却して、これを市の財源とするので、これに協力してくれということあります。つまりは、寄付の強請であって、「生活環境の保全上、必要な条件」には当らないのです。

よって、この条件は、正しくは、処理法上は認められない違法な条件であって、このような違法な条件違反を根拠に弊社に業務執行停止の行政処分を行うことは法的には許されないのです。

こういう次第で、弊社は市を被告として、今般の業務停止処分の取消の訴を提起し、真実を明らかにしたいと考えております。

当社の記事が柏原新聞のトップに大きく報道され、くまるで税金ドロボー：呆れる市民>などという記事がありますが、この大袈裟な記事は、明らかに、浜浦佳子が柏原市議会議員に立候補しようとしているのを知っている者が、浜浦佳子を故意におとしめるために新聞社を利用したものとしか考えられないのであります。どうか、こういうことも併せてご配慮賜りたいと存じます。

なお今般、行政処分取消の訴を提起しても、7月31日までに判決が出るとは思えませんので、ご迷惑をおかけ致しますが、なにとぞよろしくお願ひ申上げます。

以上、弊社が業務停止命令を受けた経緯をご報告申上げるとともに、不徳の致すところとして、深くお詫び申し上げます。いずれにせよ、今後は十分注意して参りますので、なにとぞご愛顧のほど、くれぐれも、よろしくお願ひ申上げます。